

修正箇所一覧

平成29・30年度鹿児島国道管内改築関係工事監督支援業務

入札公告

修正箇所	新	旧
<p>1. 業務概要</p> <p>業務名及び予定工事件数の修正</p>	<p>(1) 業務名 平成29・30年度鹿児島国道管内改築関係工事監督支援業務（電子入札対象案件）</p> <p>(3) 業務の内容 本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 2) 請負工事の施工状況の照合等 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 4) 工事検査等への臨場 5) その他 上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等 6) 予定工事件数は68件を予定している。</p>	<p>(1) 業務名 平成29・30年度鹿児島国道改築関係工事監督支援業務（電子入札対象案件）</p> <p>(3) 業務の内容 本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 2) 請負工事の施工状況の照合等 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 4) 工事検査等への臨場 5) その他 上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等 6) 予定工事件数は80件を予定している。</p>
<p>2. 入札参加資格</p> <p>業務名の修正</p>	<p>2-2. 設計共同体 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月27日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から平成29・30年度鹿児島国道管内事務所改築関係工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の落札決定の日迄に受けているものであること。 ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、平成28年2月13日とする。 なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により競争参加確認申請書を提出する場合は、平成29年1月20日までは競争参加確認申請書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の競争参加確認申請書の再提出は認めない。 設計共同体の認定可否の取り扱いについては別紙-5のとおりである。</p>	<p>2-2. 設計共同体 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月27日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から平成29・30年度鹿児島国道事務所改築関係工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の落札決定の日迄に受けているものであること。 ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、平成28年2月13日とする。 なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により競争参加確認申請書を提出する場合は、平成29年1月20日までは競争参加確認申請書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の競争参加確認申請書の再提出は認めない。 設計共同体の認定可否の取り扱いについては別紙-5のとおりである。</p>